様式第11号

第　　　　　　　号

年　　月　　日

法人文書の開示決定について(通知)

　(反対意見を提出した第三者)　　　殿

国立大学法人

東京大学総長　　　　印

　(あなた、貴社等)から　　　年　月　日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

1　本学が決定した開示・不開示の内容

2　開示決定することとした理由

3　開示を実施する日(予定)

※　担当窓口

　　　東京大学情報公開室　　〒113―8654　東京都文京区本郷7丁目3番1号

　　　　　　　　　　　　　　　電話

※　この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人東京大学総長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により､この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人東京大学を被告として（訴訟において国立大学法人東京大学を代表する者は総長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。